

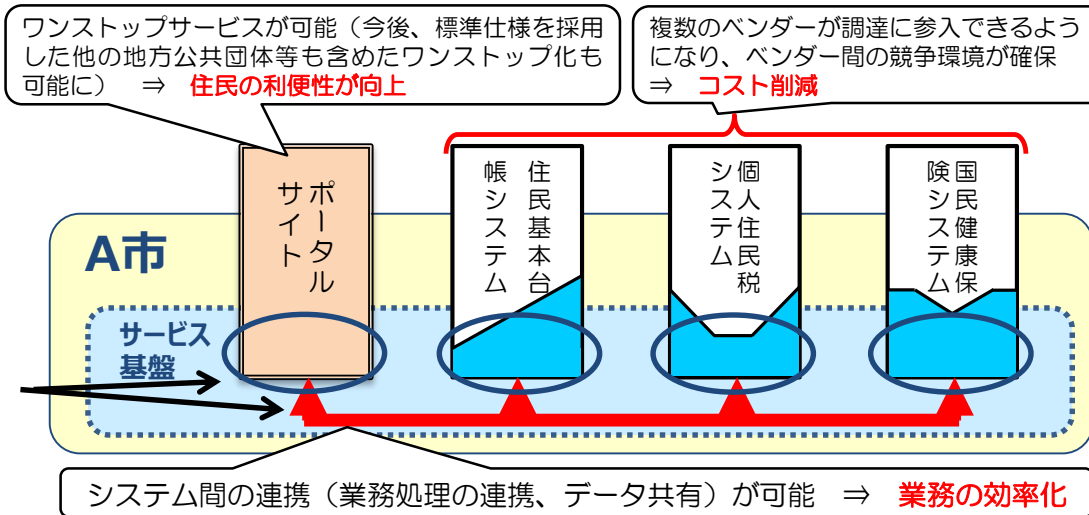
地域情報プラットフォームの概要 (1) 地域情報プラットフォームについて

地域情報プラットフォームとは

- 自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。自治体業務のうち住民基本台帳、個人住民税等26業務の情報システムについて標準化。
- 総務省事業として策定し、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中。

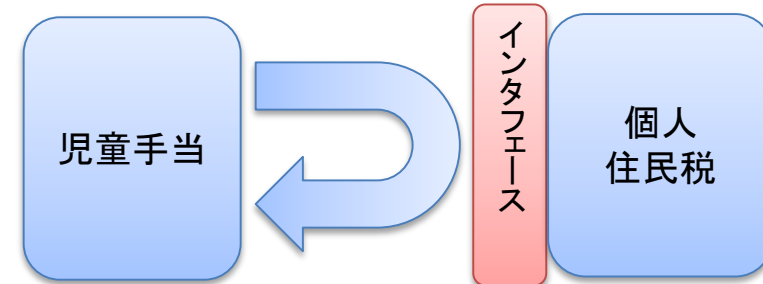
<地域情報プラットフォームの構造及びメリット>

業務システム間の連携データ項目
やデータ連携を実現する技術要素
を標準化



<例：児童手当の場合>

- 「児童手当」の業務では「所得」の情報が必要。
- 必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されることにより、異なるベンダー同士のシステムでも情報のやり取りが可能。



地域情報プラットフォームのメリット

- 業務ごとに最適な製品を選定可能とし、コスト削減、業務の利便性向上が可能。
- 業務ごとにベンダーが異なる状況（マルチベンダー）が実現可能（地域情報プラットフォームにおいては、必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されるため、どのベンダー同士でも情報のやり取りが可能）。
- 自治体のクラウド化に当たっても、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムを導入することで、引き続き、異なるベンダー間における円滑な情報連携が可能。

地域情報プラットフォームの概要 (2)自治体の業務データ連携と地域情報プラットフォームの標準仕様

地域情報プラットフォームは、①業務システム間の連携データ項目・連携インタフェースと②それを支える技術的な要素(通信規約等)を標準化

